

特定非営利活動法人鳥取社会福祉評価機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人鳥取社会福祉評価機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市湖山町北2丁目116-3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会福祉法人等の事業者及び福祉保健サービスの利用者に対して、その事業者が提供する福祉保健サービスの質を、その提供者及びその利用者以外の公平中立な立場で客観的に評価し、事業者が提供する福祉保健サービスを利用者が選択する場合に必要な情報を提供すると共に、事業者のサービスの向上を図るための第三者評価機関事業を行うことにより、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1. 社会福祉・保健サービスを対象とした福祉サービス第三者評価事業
2. 痴呆性高齢者グループホーム外部評価事業
3. 社会福祉・保健サービス第三者評価評価調査者養成に関する事業
4. 痴呆性高齢者グループホーム外部評価評価調査者養成に関する事業
5. その他上記に関連する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の一種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の入会については、本会の目的に賛同する者及び団体であれば特に条件は定め
ない。

2. 会員として入会しようとする場合は理事長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2. 会費は毎年5月末までに、所定の手続きにより納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき
 - (2) 本人が死亡したとき
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき

(退会)

- 第10条 会員は別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った場合は理事会の議決により、これを除名することが出来る。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、会員としてふさわしくない行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

- 第13条 この法人は次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上6人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は総会において選任する。
2. 理事長は理事の互選とする。
 3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 4. 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は本会を代表し、その職務を総理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
 3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 4. 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為

又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する事。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(役員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員をおくことができる。

2. 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 任期当初の役員を選任又は解任

(7)その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 定期総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めた時

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(選任)

第26条 総会の議長は、理事の中から理事長が選任する。

(定足数)

第27条 総会は会員総数の2分の1以上(委任状含む)の出席が無ければ開会できない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、事前の理事会において決議された議題はこの限りではない。

2. 総会の議事はこの定款に規定するものの他、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、理事長と協議の上議長が決する。

(表決権等)

第29条 各会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合においてはその数を表記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、召集の要請があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的等を、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した目的を満たす事項とする。但し、理事の動議についてはこの限りではない。

2. 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の表決により表決した理事は第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者についてはその旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号にかかげる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加及び更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じた場合は、次の事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものの他、3000万円以上の借入金その他会員に著しく不利となるような新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の過半数の多数による議決を経て、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に既定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2. 前項第1号の事由により本会が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報及びインターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

理事長	坂 田 文 三 郎
副理事長	山 本 節 子
理 事	前 田 明 美
監 事	濱 本 俊 治
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は第 49 条の規定にかかわらず設立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 50,000円 年会費 30,000円

以下余白